

令和5年度高知県観光ポスター制作委託業務プロポーザルに関する質疑及び回答

7月4日（火）説明会での質疑

- Q1 過去のポスターはどういったものがありますか？また、例年制作していますか？
- A1 ポスターの制作は毎年や一定年毎といったように定期的に行っているものではありません。過去15年ほどで3回程度制作しています。
ポスター画像は別添参照。
- Q2 想定される掲示場所はこういったところでしょうか？
- A2 常時掲示する場所は現時点で決定していません。使用が想定されるのは、当協会が行う観光説明会（商談会）やイベント、高知県庁（東京事務所などの県外事務所を含みます）が行う県外でのイベント等です。
また、観光案内所や空港などの交通ターミナルの他、デジタルサイネージという形で高速道路のサービスエリア等に掲載することを予定しています。サービスエリアは中四国や関西圏の30カ所前後です。
- Q3 ポスターは常に3つではなく1つでも成立するとありますが、他のポスターと一緒に張られる可能性があるということでしょうか？
- A3 1枚で掲示される場合もあるし、3枚で掲示される場合もあります。今回3種類と書いてありますが、3枚そろって初めて意味を成すデザインという意味ではありません。過去のポスターに3枚揃って1つの絵になるというポスターがありましたが、そのような3枚で成立するものだと、掲示する場所を3枚分確保しなければならず、実際の使用には課題が多くありました。今回はそういったものは望んでおりません。高知観光の魅力を分かりやすく広汎に訴求するという本事業の目的には、1枚に多くを詰め込むデザインは相応しくないという考えからです。
- Q4 契約履行日が2月29日になっていますが、納期は観光開きに合わせるなど、実際の納期は異なるといったことはありますか？
- A4 特定のイベントに向けて作ることは考えていません。実際の納品期限も2月29日

です。

Q5 著作権に関連して、ポスターに使われるコピーや写真などの個々の素材を個別に別の用途に使用することが含まれていますか？例えば、今後実施されるキャンペーンや新たに作成されるパンフレットでの使用などです。

A5 本事業におけるポスターやデジタルサイネージ用画像以外で、個別のパーツを使用することは含まれません。もし使用したいという状況になれば、それは別途ご相談、協議したいと考えています。

質疑書

Q6 資格要件の中に「高知県の「令和3年度から5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている（もしくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること」とありますが、営業種目について指定はございますでしょうか。

A6 指定はありません。